

議員提出議案第 8 号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり、三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 8 年 6 月 2 5 日

提出者 三朝町議会議員 福 田 家 和
賛成者 三朝町議会議員 岡 嶋 達 雄
賛成者 三朝町議会議員 藤 井 享
賛成者 三朝町議会議員 岩 本 君 美

平 成 8 年 6 月 2 5 日 原案可決
三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

名 称	定数	所 管
総 務 常 任 委 員 会	6 人	総務課・税務課・企画財政課及び温泉会館に関する事項並びに他の委員会に属しない事項
産業建設常任委員会	6 人	農林課・建設課・観光国際課・水道課・ダム対策室及び農業委員会に関する事項
教育民生常任委員会	6 人	健康福祉課及び教育委員会に関する事項

附 則

この条例は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。